

よくある質問(市民のみなさま)

どういう仕組みですか

PMHとは自治体における医療費助成の受給者証の情報を医療機関等が確認できるシステムです。松山市が国のシステムに受給者証の情報を登録し、医療機関等は国のシステムから情報提供を受けることで資格を確認することができます。また、医療費助成受給者のみなさまもマイナポータルによりご自分の資格情報を確認することができます。(マイナンバーカードによるマイナ保険証の登録をしている場合に限ります。)

メリットは

マイナンバーカード1枚で受診できるため、紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止できます。

いつから利用できますか

松山市は令和6年12月2日から利用できる環境が整いました。12月2日以降にPMHに対応している愛媛県内の医療機関等で利用できます。

利用のための申請は必要ですか

PMHの利用に伴う申請は必要ありません。ただし、マイナンバーカードによるマイナ保険証の登録が必要となります。(令和6年11月15日号の広報まつやまにて「マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていなくても利用できます」とお知らせしておりましたが、その後、マイナ保険証の登録が必要とデジタル庁より通知があったことから、内容を変更しております。)

誰が利用できますか

松山市の各医療費助成(子ども医療(うすむらさき色)・ひとり親家庭医療(ピンク色)・重度心身障害者医療(みどり色))の受給者証をお持ちでマイナンバーカードによるマイナ保険証の登録をされた方がご利用できます。

どの医療機関で利用できますか

PMHに対応している愛媛県内の医療機関等にて利用できます。愛媛県外では受給者証の利用ができないため、従来通り償還払いの対応となります。

どのように利用するのですか

医療機関等の窓口でマイナンバーカードを提示していただき、設置しているマイナンバーカードの読み取り機にて「医療費助成の各種受給者証を利用しますか」の画面で「利用する」を選択していただくとご利用いただけます。(システムにより詳細の表示は異なりますのでご了承ください。)
ただし、現在は先行実施中のため、医療機関等を受診する際は、お持ちの「医療費助成の受給者証」を念のためご持参ください。

誰のマイナンバーカードを持って行ったらいいですか

医療機関を受診する本人のマイナンバーカードが必要です。
例えば、お子さまが受診される場合で、保護者のマイナンバーカードのみ持参していた場合は利用できません。

マイナンバーカードを持っていません

マイナンバーカードを持っていない場合はPMHを利用できませんので、従来通り紙の受給者証を提示してください。

現在持っている受給者証は引き続き使えますか

使用できます。

受給者証はなくなるのですか

従来の紙の受給者証について、PMH開始後も引き続き交付します。